

労働災害

種 類	分 類	事 例	概 要
労働災害	墜落・転落	事例 1	植樹帯のカイズカイブキに絡まったカズラの除去作業を六尺脚立(高さ約180cm)に乗り行っていた作業員がバランスを崩し、脚立高1.5mから飛び降り右足を負傷したもの。
		事例 2	作業箇所の確認を行うため乗車していた車両(2tダンプ)を停車し降車したところ、サイドブレーキが引かれておらず車両が動き出し、止めようとしたが車両と共に堤防から転落し負傷したもの。
		事例 3	砂防堰堤の鋼製部材設置の足場を組立てる作業を行っている際に、作業員が安全帯のフックを外して足場の横つなぎ(単管)上を移動し足を滑らせ転落し負傷したものである。
		事例 4	電線共同溝の管路施工中にハンドホールの鉄蓋を開け元請職員が通過試験を行っていたところ、交替のため移動していた被災者がハンドホール開口部より転落し全身打撲(転落外傷)を負ったもの。
	飛来・落下	事例 5	バックホウを移動させるのに支障となる既設黒パイプ(φ400)を斜面上で移動させる作業を行っていたところ、既設黒パイプがバックホウのキャビンに引っかかり、黒パイプを持ち上げてバックホウから外した際、その反動で作業員がバランスを崩し、斜面を転がり落ちたて負傷したもの。
		事例 6	盛土小段の水路両際の除草及び枝処理を行っていたところ、刈払機にて除草作業中に後方で集草作業をしていた作業員に異物が飛来し右目眼球に当たり負傷したもの。
	はさまれ・巻き込まれ	事例 7	刈草の梱包作業を実施中、刈草を覆っていたブルーシートを取るためトラロープをバックホウの掴み装置に掛けた際に、作業員がトラロープに手を伸ばしたと同時にバックホウのオペレータが掴み装置でトラロープを掴もうと掴み装置を動かしたため掴み装置で作業員の腕を挟み負傷したもの。
		事例 8	護岸ブロックの据付作業を行っていた際、護岸ブロック間に発生した隙間をバックホウで寄せた時に、護岸ブロックの勾配を測っていた作業員の指がブロックの隙間に挟まれ負傷したもの。
	激突	事例 9	橋台躯体のコンクリート養生作業において、足場下段での作業が終了し、養生作業のため足場上段に移動する際、通路へはみ出していた単管へ左胸をぶつけたもの。

■事例1 労働災害事故(工事関係者)【墜落・転落】

事故概要

植樹帯のカイズカイブキに絡まったカズラの除去作業を六尺脚立(高さ約180cm)に乗り行っていた作業員がバランスを崩し、脚立高1.5mから飛び降り右足を負傷したもの。【負傷者1名】

事故発生時作業状況

本件は事故発生後に発注者及び労働基準監督署への報告を怠り、労働安全衛生法違反「労働安全衛生規則第97条」の疑いで書類送検され、令和6年7月27日に罰金刑判決が決定したものである。

③ 引っ張っていたカズラが切れ、その反動でバランスを崩し脚立高1.5mから飛び降り右足かかとを負傷した。

② ハサミ等を使用しツルを切断
ツルを引っ張って除去作業を実施

① 植樹樹内を
機械除草を実施。

作業高さ
(1.5m)

右足かかと
を負傷！！

脚立(六尺
=180cm)

事故原因

＜事故が発生した原因＞

- ① 作業員がカズラを撤去するために脚立上でカズラを引っ張った。
- ② 作業計画書に記載の無い作業を行った。

＜通報を怠った原因＞

- ① 作業とは別に痛めた足首捻挫の再発であるとの作業員の言動を信じ連絡をしなかった。
- ② 休業4日以上労働災害事故が発生したことが今までに会社として無く、報告の対象外と思い込み報告しなかった。

受注者の再発防止策

＜事故が発生した原因に対する対策＞

- ① カズラを樹木から除去する場合は、2人1組で作業を行い脚立ではハサミ等を使いつるを切る作業、引っ張る作業は地面で行う。
- ②-1 作業計画書に記載の無い作業が発生する場合は、事前に作業計画書を作成、記載、周知してから作業を行う。
- ②-2 安全巡視で「2人1組での作業」「作業計画書に記載済みの作業」を追加し、毎回点検する。

＜通報を怠った原因に対する対策＞

- ① 全ての事故に対して、共通仕様書及び作業計画書に基づき、発注者及び労基、警察へ報告することを安全訓練等で周知、徹底する。
- ② 毎月の安全訓練等で通報を怠った際リスクについてDVDや資料（啓発チラシ等）により作業員も含め、教育、啓発する。

■事例2 労働災害事故(工事関係者) 【墜落・転落】

事故概要

作業箇所の確認を行うため乗車していた車両(2tダンプ)を停車し降車したところ、サイドブレーキが引かれておらず車両が動き出し、止めようとしたが車両と共に堤防から転落し負傷したものの【負傷者1名】

事故発生状況



事故原因

・サイドブレーキを引かず降車した。

受注者の再発防止策

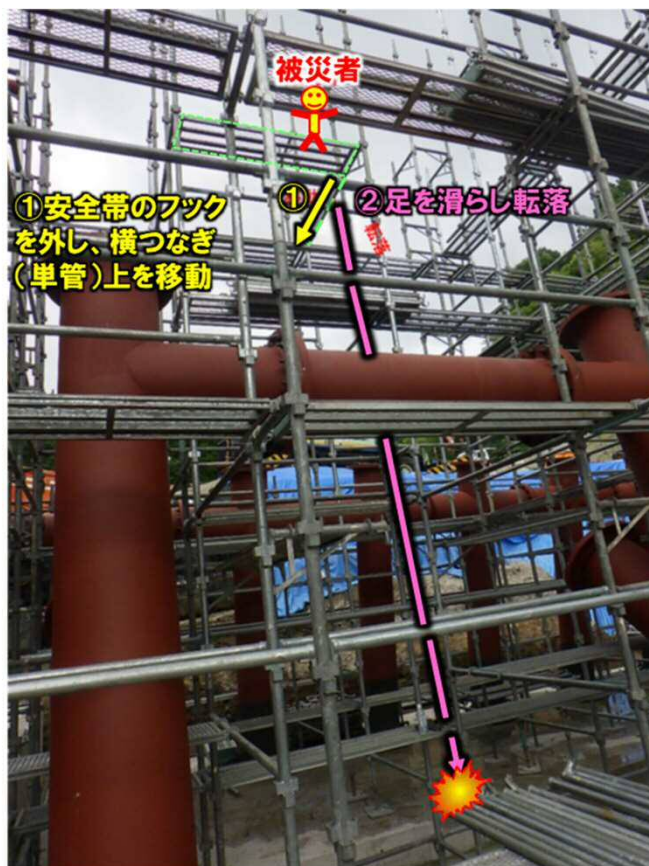
・駐停車時にサイドブレーキを必ず引くよう周知徹底を図る。
・サイドブレーキ忘れ防止のため車両内にサイドブレーキを必ず使用する事を掲示する。

■事例3 労働災害事故(工事関係者) 【墜落・転落】

事故概要

砂防堰堤の鋼製部材設置の足場を組立てる作業を行っている際に、作業員が安全帯のフックを外して足場の横つなぎ(単管)上を移動し足を滑らせ転落し負傷したものである。【負傷者1名】

事故発生状況



事故原因

- ①下請け業者が、足場板の設置を一部取り止めた
- ②転落防止対策を講じないまま、作業員が安全帯を使用せず横つなぎ(単管)上を移動した
- ③下請け業者が足場組立等作業主任者の到着を待たず不在のまま足場組立作業を行った

受注者の再発防止策

- ①組立時に支障となる場合は、開口部となる箇所には立入防止を行った後に足場板を取り外し、鋼製部材組立後は足場板を元に戻す。
- ②足場板上を歩き横つなぎ(単管)等不安定な箇所は移動しない。
- ③足場組立等作業主任者が不在となる場合は作業を行わない事を徹底する。

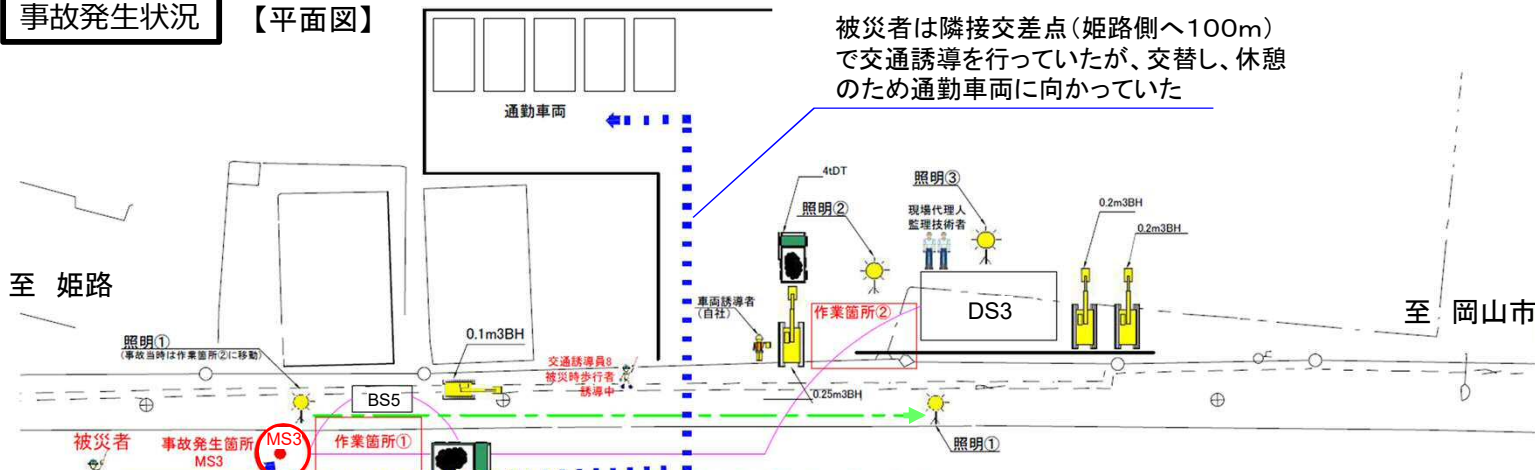
■事例4 労働災害事故(工事関係者)【墜落・転落】

事故概要

電線共同溝の管路施工中にハンドホールの鉄蓋を開け元請職員が通過試験を行っていたところ、交替のため移動していた被災者がハンドホール開口部より転落し全身打撲(転落外傷)を負ったもの【被災者あり】

事故発生状況

【平面図】

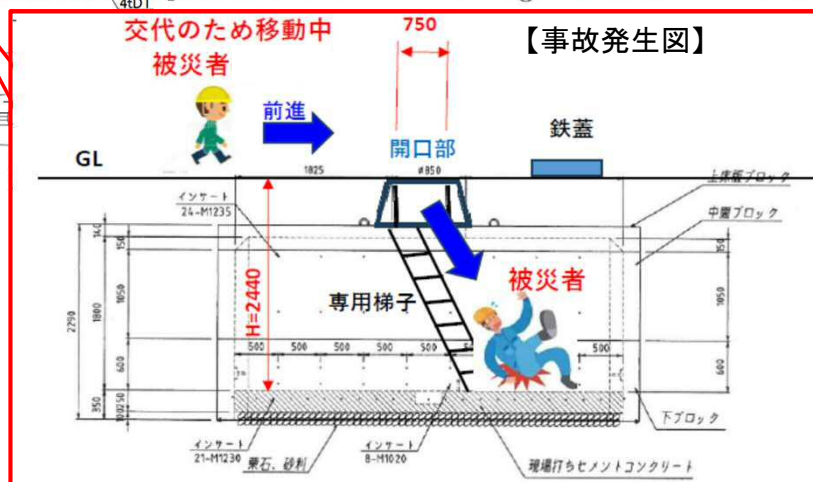


状況写真



被災者は車道に4tDTが止まっており車道から歩道に移動しようとした際、開口していたMS3の存在に気づかず転落

【事故発生図】



事故原因

- ①開口部に対して囲い・覆い等の墜落防止措置を設けずに作業を行った。
- ②一部の警備員へ対して開口部の周知漏れがあった。
- ③現場代理人が鉄蓋を開けずに現場から離れ、監理技術者も鉄蓋を閉めてから現場を離れる等の指示ができていなかった。
- ④照明が移動され暗かった。(開口が見えなかった)

受注者の再発防止策

- ①バリケードで囲ってからハンドホール鉄蓋を開ける。
- ①鉄蓋解放中は転落防止仮蓋(添付資料)を設置する。
- ①仮蓋の上にフラッシュバーを追加設置する。(開口部の見える化)
- ②朝礼時警備員全員へ対面で作業内容と開口箇所を周知し前日の作業指示簿へ全員のサインをもらう。
- ③ハンドホール内での作業では必ず上部に監視員を配置。(当日のメンバーより選任)
- ④開口箇所には照明を設置し作業が終了するまで照明を移動させない。

■事例5 労働災害事故(工事関係者) 【飛来・落下】

事故概要

バックホウを移動させるのに支障となる既設黒パイプ(φ400)を斜面上で移動させる作業を行っていたところ、既設黒パイプがバックホウのキャビンに引っかかり、黒パイプを持ち上げてバックホウから外した際、その反動で作業員がバランスを崩し、斜面を転がり落ちたて負傷したもの。【負傷者1名】

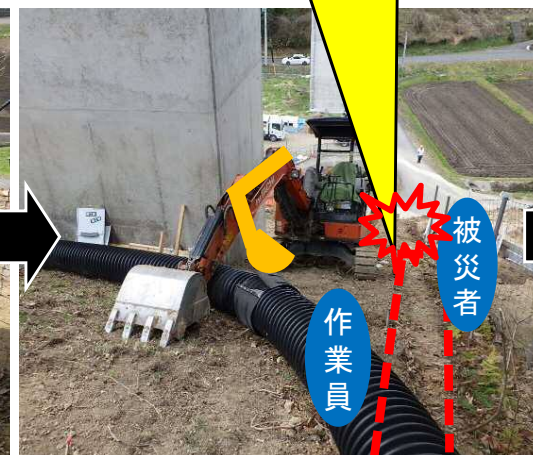
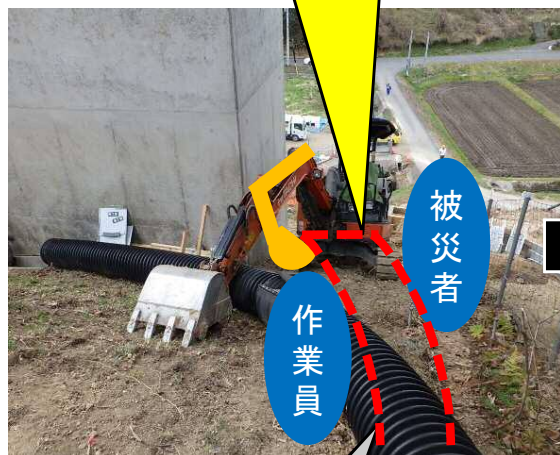
事故発生時作業状況

黒パイプがバックホウのキャビンに引っかかる。

黒パイプを外すために上に持ち上げる。

曲がっていた黒パイプが外れ、まっすぐに戻ろうとする。

黒パイプが外れ、まっすぐに戻ろうとした反動でバランスを崩して転がり落ちた。



黒パイプ

事故原因

・床掘作業範囲を黒パイプが影響しない位置まで実施するよう元請が下請に指示したが、下請は黒パイプに影響する位置まで床掘作業を行った。

・斜面上での作業であり、転落の危険性が高い場所であったが、安全指導や安全措置が不足していた。

受注者の再発防止策

・施工内容が当初予定と変わった場合は、下請は元請に報告し、元請の判断を仰ぐ。
・作業中に、当初の想定と状況が変わった場合は、下請は元請に報告し、元請が対応を検討して下請に指示する。

・協力会全体の安全大会の中で今回の事故の原因と対策を周知徹底し水平展開する。
・斜面上に固定式防護柵と移動式安全ネットを設置する。
・安全勾配だが、斜面上に親綱を設置し安全帯を着用して作業する。
・安全通路として昇降階段を設置する。

■事例6 労働災害事故(工事関係者)【飛来・落下】

事故概要

盛土小段の水路両際の除草及び枝処理を行っていたところ、刈払機にて除草作業中に後方で集草作業をしていた作業員に異物が飛来し右目眼球に当たり負傷したもの。

事故発生直前の作業状況



事故発生時再現



事故原因

- ①集草作業員へ飛び石等の危険が及ぶ認識がなかった。
- ②集草作業員が防護メガネを着用していなかった。

受注者の再発防止策

- ①集草作業員へ飛び石等の危険が及ぶことを認識をする。
 - ・ 施工計画書の改定
 - ・ 作業手順書の見直し
 - ・ 作業員への再教育
- ②刈払機を使用する作業に携わるものは防護メガネ全員着用とする。

■事例7 労働災害事故(工事関係者)【はさまれ・巻き込まれ】

事故概要

刈草の梱包作業を実施中、刈草を覆っていたブルーシートを取るためトラロープをバックホウの掴み装置に掛けた際に、作業員がトラロープに手を伸ばしたと同時にバックホウのオペレータが掴み装置でトラロープを掴もうと掴み装置を動かしたため掴み装置で作業員の腕を挟み負傷したもの。【負傷者1名】

事故発生状況



事故原因

具体的な作業の手順や合図等を定めず作業を行った

受注者の再発防止策

ブルーシートの取り外しは人力作業で行う

■事例8 労働災害事故(工事関係者) 【はさまれ・巻き込まれ】

事故概要

護岸ブロックの据付作業を行っていた際、護岸ブロック間に発生した隙間をバックホウで寄せた時に、護岸ブロックの勾配を測っていた作業員の指がブロックの隙間に挟まれ負傷したもの【負傷者1名】

事故発生状況

配置図

オペレーター

○ 合図者

○× 負傷者



事故原因

①重機による護岸ブロックの位置調整と作業員による勾配確認作業同時に行った。

受注者の 再発防止策

①重機と作業員の同時作業禁止の周知徹底を図る。

■事例9 労働災害事故(工事関係者)【激突】

事故概要

橋台躯体のコンクリート養生作業において、足場下段での作業が終了し、養生作業のため足場上段に移動する際、通路へはみ出していた単管へ左胸をぶつけたもの。【負傷者1名】

事故発生時作業状況



事故原因

- ・通路にはみ出していた単管の危険性に対して認識が不足していた。
- ・巡視等においても指摘等がなく、対策も行われていなかった。

受注者の再発防止策

- ・各業者の作業手順書に「作業通路においては段差や凸凹、突起物を極力なくす」、「危険箇所がある場合にはクッション等での養生の実施、注意喚起標識の設置を実施する」の2点を追記し、再周知を行う。
- ・安全巡視記録に「通路の確保状況」、「足場上の整理整頓状況」を追加し、安全巡視を強化する。
- ・突出した危険箇所にはキャップ、クッション材等で養生を行い、注意喚起標識の明示を行う。

公衆災害

種 類	分 類	事 例	概 要
公衆災害	埋設物等損傷	事例 1	借地部において作業ヤード整備のため碎石の敷均しを行っていたが、一部ぬかるんだ箇所があったため良質土に置き換えようとバックホウで掘削を行ったところ、借地部内の仮設水道管と接触し損傷させたもの。
		事例 2	油圧ブレーカーを使用した既設のコンクリート水路の取壊し作業中に、水路底版の直下に埋設されていた水道管（铸铁管φ200）を破損させたもの。
	一般車両損傷	事例 3	現場発生品の仮置場所として使用するため高架下に設置した工事用フェンスが、大型車両が通行した際あおられ車線側に倒れかかり、後続を走行していた車両2台のドアミラーに接触し損傷した。

■事例1 公衆災害事故(工事関係者) 【埋設物等損傷】

事故概要

借地部において作業ヤード整備のため碎石の敷均しを行っていたが、一部ぬかるんだ箇所があったため良質土に置き換えようとバックホウで掘削を行ったところ、借地部内の仮設水道管と接触し損傷させたもの。【仮設水道管損傷】

事故発生状況



事故原因

仮設水道管が埋設されていることは認識されていたが、走路のぬかるみ対策が必要であると元請の作業主任である重機オペレーターが独断で、当日の作業指示に無い掘削作業を行ってしまった。

受注者の再発防止策

- ・作業指示に無い作業は行わないことを徹底する。
- ・作業指示の変更が必要となる場合は、必ず現場代理人へ連絡し、変更作業指示書を作成し、KYKや打合せを実施のうえで作業を再開する。
- ・現地埋設箇所へ、埋設物の種類・深度を誰がいつ見てもわかるよう明示する。

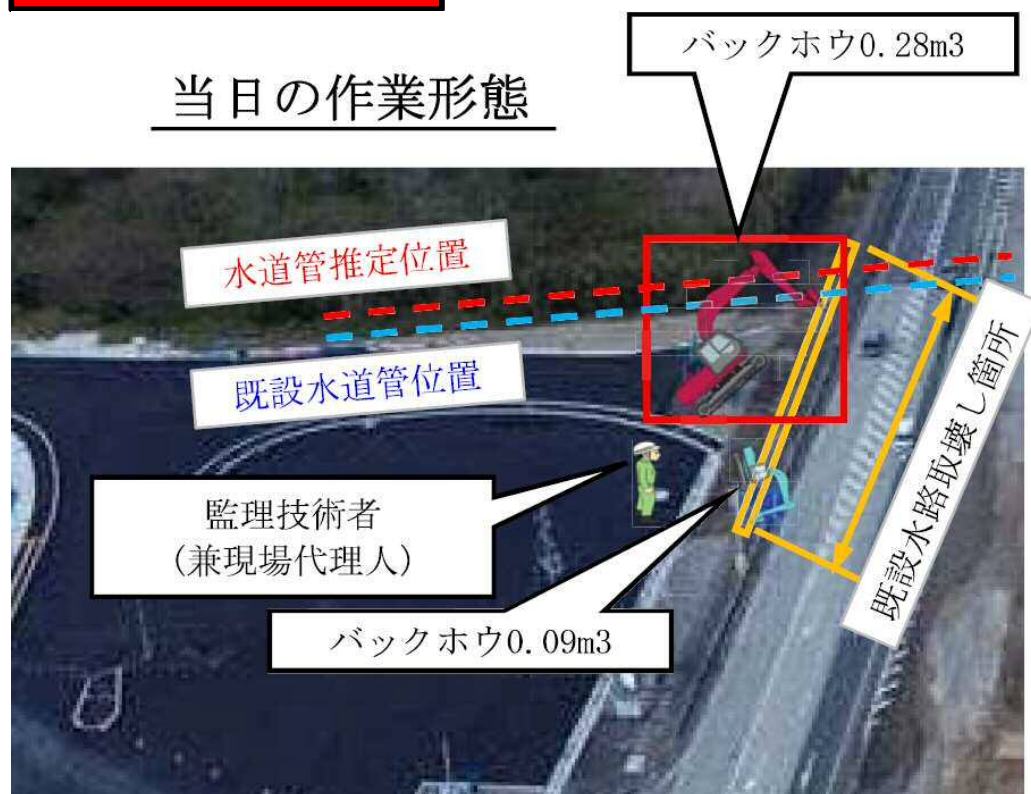
■事例2 公衆災害事故(工事関係者) 【埋設物等損傷】

事故概要

油圧ブレーカーを使用した既設のコンクリート水路の取壊し作業中に、水路底版の直下に埋設されていた水道管(鑄鉄管φ200)を破損させたもの。【断水による周辺への影響無し】

事故発生時作業状況

当日の作業形態



事故原因

- ・当初契約内容で埋設物事前調査等行っていたが、追加作業となった箇所について、埋設位置の手前側から施工を開始し、近づいた段階で事前試掘調査を考えていたが、実際の位置と異なっていたため破損した。
- ・追加作業が否かに関わらず、掘削、取壊し工着手前に試掘調査を行い、埋設管の位置を明確にする必要があった。

受注者の再発防止策

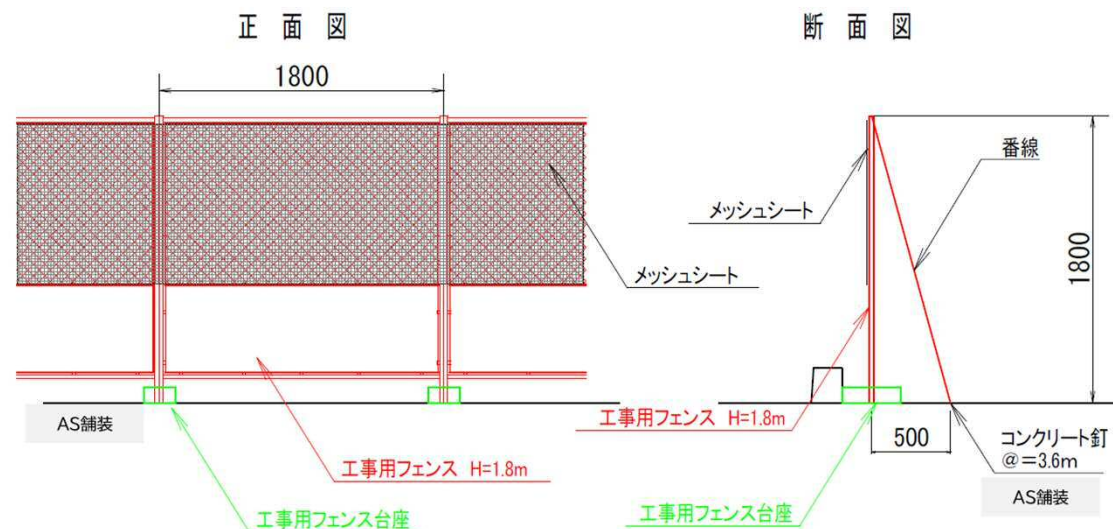
- ・全ての掘削・取り壊し工において、直近の作業エリアに近づいた時点ではなく、工事着手前に埋設物事前調査・試掘を徹底する。
- ・全ての掘削を行う箇所について、地下埋設管探査地中レーダを用いて調査し、反応が出た箇所は埋設管理者立会いのもと試掘し、目視によって確認する。
- ・試掘等で確認した位置に地下埋設物の種別、深さ等を表示した注意突起看板を設置し、作業時は関係者が常に把握できるよう現地に配管ルート図を掲示すると共に、配管ルートをスプレーでマーキングし見える化する。
- ・作業員全員に埋設物図を配布し毎日、現地埋設管箇所にて埋設管の種別、位置、深さ、配管ルートを周知徹底させる

■事例3 公衆災害事故(工事関係者)【一般車両損傷】

事故概要

現場発生品の仮置場所として使用するため高架下に設置した工事用フェンスが、大型車両が通行した際あおられ車線側に倒れかかり、後続を走行していた車両2台のドアミラーに接触し損傷した。【一般車両損傷2台】

事故発生時の状況



事故原因

盗難対策として、工事用フェンスにメッシュシートを付け、目隠しを行っていた。大型車両通行時に風を受ける構造となっていたが支持方法が不十分で、その結果設置していた工事用フェンスの台座が動き、控えの番線を固定するためアスファルト舗装に打込んだコンクリート釘が風の振動で外れてしまった。。

受注者の再発防止策

当該高架橋下ヤードの使用を止め、別の民間の敷地を確保し、仮置場とする。

今後、道路上に同様の工事用フェンスを設置する場合は、設置方法について社内確認を行い、現場条件に応じた対策を行う。

構造は、他工事での実績を参考に下記を基本とする。

<設置地盤が舗装（AS等）の場合>

- ① 工事用フェンスの台座はH鋼（400×400）とする。
- ② 工事用フェンスとH鋼を固定する専用具（H鋼サポート等）を使用する。
- ③ 3@1.8m=5.4mに1箇所単管を打ち込み、チェーンにて控えを取る。

※車道側への転倒防止のための補強

対策内容は、施工計画書及び作業手順書等に反映させる。